

佐賀市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

制定	令和6年5月14日	佐市農振第128号
改正	令和7年5月8日	佐市農振第154号
改正	令和8年4月6日	佐市農振第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市農業の進展のため、農作業の効率化や省力化を図り、農家所得の向上及び担い手の育成・確保に寄与するスマート農業推進に係る機械等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、補助率及び補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象機械及び利用規模)

第3条 補助対象機械は、原則として、スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の会員が提供する「製品・サービス」とする。

2 補助対象機械の利用規模については、別表2に定めるとおりとする。

3 補助対象機械は、耐用年数が5年以上であること。

(事業の承認等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、佐賀市スマート農業推進事業承認申請書（様

式第 1 号) に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前に事業の承認を受けなければならない。

(1) 佐賀市スマート農業推進事業計画書(様式第 2 号)

(2) ポイント算定シート(様式第 3 号)(別表 1 に定める事業種目が規模拡大・集積集約推進タイプの場合のみ作成すること)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、事業の承認の可否の結果を様式第 4 号により通知するものとする。

(交付申請)

第 5 条 前条第 2 項の事業承認を受けた者は、規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に、様式第 1 号及び前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、前条の事業承認申請の時点から当該交付申請書に添付する関係書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を要しない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(交付の条件)

第 6 条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表 1 に掲げる補助対象経費の 30% 以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を、市長に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業により取得した機械等について農機具損害共済、民間事業者が提供する保険等、風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に起因する事故まで補償の対象となるものへ加入し、気象災害等に対して事前の備えを行うこと。

(9) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(10) 補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、
(9)の規定を準用することがあること。

(11) 第2項の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

(12) 稲わら及び麦わらの有効活用をすること。

2 前項第5号の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間とする。また、処分とは、補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することをいう。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書に添付する書類は、様式第5号のとおりとする。

2 第1項の実績報告書の提出期限は、規則第12条の規定にかかわらず、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日とする。

(実施状況報告書)

第8条 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から起算して3年間、事業実施状況報告書(様式第6号)を作成し、5月末日までに市長へ報告するものとする。なお、報告を要する全ての項目について、目標を達成していると市長が判断した場合、目標を達成した年度の報告をもって、実施状況報告を終えることができるものとする。

(事故報告)

第9条 事業実施主体は、積極的に研修会等に参加するなど、技術の修得や安全な農作業の実施につとめること。なお、農作業中に事故が発生したときには、すみやかに市長へ報告するものとする。

(事業の成果)

第10条 事業実施主体は、補助事業により導入した機械等について、佐賀市農業の進展及び普及促進のために、導入効果や改善点等の調査に協力し市長へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表 1 （交付の対象経費、補助率）

事業種目	対象経費	補助率	採択要件
1 共同利用 推進タイプ	集落営農組織、農地所有適格法人及び3戸以上の農業者で組織する団体等が次の機械等の導入に要する経費（消費税は含まない） ①農業用ドローン ②自動運転田植機 ③自動運転トラクター ④自動運転コンバイン	対象経費の1/2以内 補助上限額： ①170万円 ②200万円 ③350万円 ④400万円 ただし、導入する機械により農作業を新たに1ha以上受託する場合は、 ①200万円 ②220万円 ③450万円 ④600万円	経営面積：目標年度において10ha以上 作付面積：目標年度において現状より概ね1ha以上の拡大 成果報告：作業日誌の作成、導入した効果・改善点などの報告、研修会での報告 採択方法：ポイント制 左記の農作業受託に取り組む場合は、新たに構成員以外の者との農作業受委託契約を締結すること。
2 規模拡大・ 集積集約推進 タイプ	認定農業者及び認定新規就農者が次の機械等の導入に要する経費（消費税は含まない） ①農業用ドローン ②自動運転田植機 ③自動運転トラクター ④自動運転コンバイン	対象経費の1/2以内 補助上限額： ①②150万円 ③④300万円 ただし、導入する機械により農作業を新たに1ha以上受託する場合は、 ①170万円 ②200万円 ③350万円 ④400万円	経営面積：目標年度において10ha以上 作付面積：目標年度において現状より概ね1ha以上の拡大 成果報告：作業日誌の作成、導入した効果・改善点などの報告、研修会での報告 採択方法：ポイント制 左記の農作業受託に取り組む場合は、新たに農作業受委託契約を締結すること。

3 中山間農地利用推進タイプ	中山間地域における上記事業種目の1及び2の対象者が次の機械等の導入に要する経費（消費税は含まない） ①農業用ドローン ②自動運転田植機 ③自動運転トラクター ④自動運転コンバイン ⑤ラジコン草刈機 ⑥自動操舵システム ⑦移動式 RTK 基地局	対象経費の1/2以内 ただし、⑦の場合は対象経費の3/4以内 補助上限額： ①②⑤⑥150万円 ③④300万円 ⑦50万円 ただし、導入する機械により農作業を新たに50a以上受託する場合は、 ①170万円 ②200万円 ③350万円 ④400万円	【①～⑥の場合】 経営面積：目標年度において現状の経営面積を維持すること 成果報告：作業日誌の作成、導入した効果・改善点などの報告、研修会での報告 採択方法：ポイント制 【⑦の場合】 成果報告：作業日誌の作成、導入した効果・改善点などの報告 左記の農作業受託に取り組む場合は、新たに農作業受委託契約を締結すること。
4 技術実装タイプ	集落営農組織、農地所有適格法人、認定農業者、認定新規就農者及び3戸以上の農業者で組織する団体等がスマート農業に必要な機械等の導入に要する経費（消費税は含まない）	対象経費の1/2以内 補助上限額： 30万円 ただし、3戸以上の農業者で構成された組織、法人又は団体の場合 80万円	成果報告：作業日誌の作成、導入した効果・改善点などの報告

注1）補助金の算定にあたっては、千円未満の額は切り捨てるものとする。

注2）中山間地域とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産省事務次官依命通知）第4の2に規定する対象農用地のうち、市内に存在する農用地の標高以上に位置する地域をいう。

注3）田植機、トラクター又はコンバインについて、令和7年度以降に新たに製造された型式のものを導入する場合は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査に合格したものを補助対象とする。

注4）要望が予算を超過した場合は、過去に佐賀市スマート農業推進事業費補助金の交付を受けたことのない者から優先して採択者を決定する。

別表2（補助対象機械の利用規模）

補助対象機械	下限面積
共同利用推進タイプ	佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める下限面積
規模拡大・集積集約推進タイプ	佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める下限面積

中山間農地利用推進タイプ	佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める下限面積のおおむね 1 / 2
技術実装タイプ	佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める下限面積のおおむね 1 / 2

※佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定めがない機器については、市長の認めるところによる。